

文書館だより

第3号

昭和59年7月



群馬県立文書館
協議会委員 近藤義雄

種痘のはじまりのころ

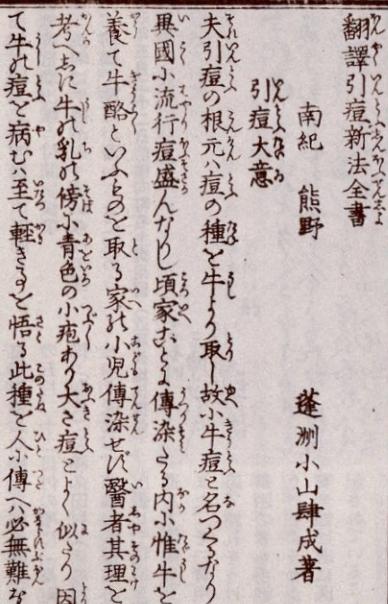
一、種痘以前

近世の肖像画をみると、時には痘瘡顔が見受けられる。大名などの肖像画にはとんど痘瘡顔が見られないが、痘瘡(天然痘)が流行すると、貴賤貧富の差別なく痘瘡に罹る。前橋酒井藩の「慶長年録」によると、慶長十三年(一六〇八)二月十八日の条に「豊臣秀頼が痘瘡に罹り、西国・中国の豊臣恩顧の諸大名が家康を憚り内密に見舞」したとあり、同月二十七日、「秀頼痘瘡漸く快気候」と記されている。また、「前橋松平藩日記」の元文四年(一七三九)正月の条には、藩主松平基知が痘瘡に罹り、家老をはじめ重臣達が有名社寺に祈願し、伊勢神宮へ代参ま

で派遣したとある。秀頼や基知は平癱しでも顔には痘瘡が残っていたはずであるが、それらの肖像画にはその痕跡がない。故意に痘瘡を画かなかつたのであろう。

痘瘡の流行状況は時たま古文書に見受けられるが、寛政七年(一七九五)の米沢藩内の状況はひどく、罹病者八、三八九人、内死者二、〇六四人(群馬の医史)とあり、古く天平の時代には「是年(天平九年)の春、疫瘡大いに発す。初め築紫より来り、夏を経て秋に渉る。公卿以下、天下の百姓、相繼いで歿す。あげて計らず、近代以来未だ有らざるなり」(『続日本紀』)と全国的に大流行した。

痘瘡の流行は一地方に止ることなく天下に蔓延したのである。その恐しさは近世末から近代初期にかけて度々藩や政府から庶民に通達されている。一例をあげるが、有名社寺に祈願し、伊勢神宮へ代参ま



「引痘新法全書 附録 乾」(前橋市元総社町 上原成夫家文書 群馬県立文書館寄託)

した「種痘施行ニツキ心得」に

疱瘡ハ人間一世ノ大厄難ニテ、重キハ

命ニ拘ハリ、軽キハ片輪トナリ、生レ

ソキ美シキ顔ニ痕ヲツケ、幸ニ免レテ

成長スル者モ、流行ノ時ニ氣味悪ク思

ヒ、若大人トナリテ流行ノ疱瘡ニ罹レ

バ、命ヲ失フ者マゝ有之、然ルニ種痘

ヲ以テ天然ノ疱瘡ニ換ヘ、前條ノ厄難

ヲ免ルハ、此上ナキ良術ナルヲ、或

ハ邪法ナリト唱ヘ、又ハ再ビ流行ノ疱

瘡ニカカルトテ、信ゼサルモノモ有之

由、甚心得達ノ事ニ候。假令、再ビ流

行ノ疱瘡ニ罹レドモ、一度種痘セシ者

ハ其毒減少シ、死スベキ者ハ死ヲ免レ、

片輪ニナルベキ者ハ、片輪ニナラザル

コト疑ナシ

種痘以前は「疱瘡ハ人間

一世ノ大厄難」とされていたのである。

このようないきに類る以外

松平基知は有名社寺に祈願し、名僧知識

の祈禱もなされたであろうが、庶民はひ

たすら近くの神に祈り、呪いに頼る以外

に方法はなかつた。そのため、部落によつ

ては鎮守に疱瘡神の石祠が建てられ、或

は三本辻にこの疫病を送り出すために桟

俵に赤い紙の御幣をたてたものが置かれ

た。また疱瘡棚を鎮守の石祠の前にく

り疱瘡神を祭ることも近年まで見受けら

れた。なかには、有名社寺の呪符を戸口

に貼り、或は「鎮西八郎為朝様御在宿」

と赤紙に書いて入口に貼る。筆者の見た

例では、戦後世良田長榮寺の開山堂の扉

に、桟俵の上に赤紙の御幣をたてたのが

吊してあつた。これも為朝が強くて疱瘡

の疫病が入れないとの同様、米朝などの

高僧の加護を願つた庶民の切ない願いで

あつた。

二 種痘のはじまり

人類をこの疱瘡の流行の苦から救つたのは

一七九六年であり、世の人々の恐れてい

た牛痘を自分の愛兒に施したのである。

中国では古く人痘による種痘法があり、

日本でも寛政元年の疱瘡流行時に人痘が

秋月藩で実施された記録があるが、これ

は余病誘発など危険性が高く普及されな

かつた。やがて嘉永二年（一八四九）佐

賀藩主鍋島斎正がオランダに注文した牛

痘が長崎に入り、九州の各藩領内に牛

痘接種がはじめられた。

牛痘による種痘が上野国にはじまるの

は、長崎に牛痘渡来以来数年後のこと

であり、丸山清康氏の研究によると、境の

村上隨憲や館林の長沢理玄、津久田（赤

城村）の田子玄などが早くに試みたよ

うであるが年代が明かでない。年月の明

らかなのは、高野長英門下の高橋景作（中

之条）が安政七年（一八六〇）に近村一

帯に種痘した記録が最も早いとされてい

る（群馬の医史）。しかし、前橋ではこ

れよりさき、安政四年に藩から種痘が公

許されている。前橋陣屋の奉行白井宜左

衛門の「心覚」と記された日記には、安

政四年五月四日のなかに

種痘一件林内申出義有之候事

と一行記され、更に五月二十四日に、

津久田村玄司・三浦西民と申医師も、

人種痘度旨願出候二付聞届候事

とある。長崎に牛痘が入つてから八年目

にして、前橋で種痘が藩から公に認めら

安政四年五月二十二日前橋向町名主御用留

（近藤義雄氏提供）

民（聖民）と津久田村（赤城村）の甚内

として、前橋の六斎市日に堅町に

種痘度旨願出候二付聞届候事

とある。この結果、前橋向町の名

主御用留（前橋市立図書館蔵横地文書）

の五月二十二日付の項に「桑町の三浦西

民（聖民）と津久田村（赤城村）の甚内

れたのである。その結果、前橋向町の名

主御用留（前橋市立図書館蔵横地文書）

の五月二十二日付の項に「桑町の三浦西

民（聖民）と津久田村（赤城村）の甚内

として、前橋の六斎市日に堅町に

種痘度旨願出候二付聞届候事

とある。この結果、前橋向町の名

主御用留（前橋市立図書館蔵横地文書）

痘への疑念は深く、牛痘を接種すると牛のように角が出るなどの流言もあり、進んで種痘をうける者があまりいなかったようである。その結果、四ヶ月後の九月に再び種痘に関する町触れが出された。それによると

小兒抱瘡之儀者大厄ニ有之處、近年並方不宜、難痘多數怪我人有之、人命ニ相拘り、或者片輪ニ成候ものも有之ニ付、於親兄上（兄弟の意か）者昼夜介抱致、死生を案し、寝食を忘れ深心配いたし、甚夕難ヶ敷次第二有之候ニ付、扱方恋（煩し）、及穿鑿候得共弥難痘を請候もの決而快方無之趣相聞候、然ル処此節流行致候牛痘之種を以腹へ三四粒種をウヘ抱瘡為致候得共、必無難ニしあけ、決而怪我なし、再び抱瘡致候儀絶而無之、無此上茂諸人救ニ相成候間、種痘可及致候間、当五月中志相立候もの名前等委細相触置候處、猶亦此度御家中医貫玄節・本多立元・町医大津甫鎌・飯野正見・白銀町文謨、右五人志相立、貧福無差別施致、度者出候、右ニ付、町ゝ小前ニ至迄不洩様可申聞、尤浪人帶刀入江も可申聞候、

以上、

右之通御触有之候間、此段承知可被致候、以上

と記されている。五月に三浦西民（聖民）九月八日 町年寄

天然痘罹患及び死亡者数 (本県は24・25年の資料を欠く)

種別 年次	群馬県		全国	
	罹患	死亡	罹患	死亡
明治14	—	342	34	
15	—	1,006	197	
16	—	1,271	295	
17	2	1,703	410	
18	67	12,759	3,329	
19	19	73,337	18,678	
20	—	39,779	9,967	
21	—	4,052	853	
22	36	1,324	328	
23	—	296	25	
24		3,608	721	
25		33,779	8,409	
26	1,319	334	41,896	11,852
27	—	—	12,418	3,342
28	—	1	1,284	268
29	32	4	10,704	3,388
30	264	58	41,946	12,276
31	3	—	1,752	362

丸山清康著「群馬の歴史」より

と甚内（田子玄同か）が市日に種痘を施

していたが、庶民は半信半疑で二人の町医者のこの積極的行動に応じてこなかつたのである。しかし、九月に入ると、二人の町医者の外に藩医の綿貫玄節・本多立元、それに町医大津甫鎌・飯野正見・白銀町の文謨（津久井文謨）の五人が加わり、都合七人で種痘が前橋で行われていたのである。種痘普及は町医師によって始められ、その結果が良好のため藩医もこれに同調せざるを得なくなってきたのである。三浦聖民の父中島東民も既に総社の市日に種痘を施していたので、各地の進歩的医師たちによりその効果が證明されてきていた。その結果幕府も万延元年（一八六〇）種痘公許に踏切つている。それは長崎に牛痘が入ってから十一年目であり、前橋公許から三年後のことであった。

ツキ心得』が出され、翌八年一月二十四日付訓令が出ている。この間明治七年十一月三十日には文部省布達二七号で種痘規則の改正もあるが、三浦聖民は明治六年

に『種痘開業免許候事』として任用され、聖民の子三浦堅石が明治八年二月に

條……

と記している。事実その後も天然痘罹病者は絶えず、明治十八年二月からは天然痘発生の家には赤色紙片を貼るなどして種痘奨励につとめた。しかし明治二十六年には群馬県の天然痘罹病者一、三九人、死者三三四人（全国四一、八九六人罹病、一二、八五二人死亡）もあり、種痘法や種痘規則などの改正が次々となされ、ついで種痘規則などの改正が次々となされ、熊谷県から種痘開業免許を与えていた。聖民・堅石以外にも多くの医師に種痘免許が与えられたに相違ない。明治九年三月二十九日付の『種痘ノ儀ニツキ告論』は

一大区中種痘医申付候事」として任用され、聖民の子三浦堅石が明治八年二月に

人、死者三三四人（全国四一、八九六人罹病、一二、八五二人死亡）もあり、種痘法や種痘規則などの改正が次々となされ、熊谷県から種痘開業免許を与えていた。聖民・堅石以外にも多くの医師に種痘免許が与えられたに相違ない。明治九年三月二十九日付の『種痘ノ儀ニツキ告論』は

未だ旧習ニ惑溺シ、種痘ノ貴キヲ信ぜズ、遂ニ愛子ラシテ不具廢疾ニ致シ、甚ダシキハ自ラ生命ヲ誤リ候者往々有之哉ニ相聞、甚以憫然ノ至リニ候。：其

区戸長ヨリ厚ク示論シ、人命保護ノ御趣意普ク徹底候様可致、種痘ノ儀ニ付チハ、是迄数回相達候旨モ有之候得共、時々遷延、自然旧習ニ帰候テハ、以ノ外ノ次第二有之、依テ更ニ及告論候

おわりに

今回は三浦聖民を中心にして種痘の普及を探つてみたが、前橋向町の御用留のなかには三点その資料が記されてあつた。御用留は上意下達であるが、意外と興味ある資料が記録されている。簿冊のためその内容解説がいつも後廻しになりがちである。一紙文書のよう目に録に内容が記されないためもある。しかし、その内容は時代の大局を日を追つて記しているので大いに注目すべきである。将来日記や御用留など簿冊毎の項目別目録が作成されれば極めて有効であり、それを期待し、敢えて専門外の医学史の一面を記してみた次第である。

大胡町上大屋区有文書

文書整理余聞

文書整理図書 山田叔子

区有文書、私家文書を問わずに整理をしてゆく中で、思いもかけない偶然に驚かされる事があります。ここに紹介する、

大胡町上大屋区有文書一件は、そういうものの一例です。

上大屋近世文書のうち、約九十点を占める年貢割付状は、搬入した當時に何十

点かは、もとの形をとどめない、いわゆる断簡の状態にありました。私達は「貴重な文書を何とか復元したい」との気持から、接合作業を始めました。

この復元作業は、筆跡や紙質を目安に同じものを寄せ集め、内容の記載順序や紙背（裏面）の継目印を手がかりにして進め、最終的に完全なものに復元してゆくものです。

このようにして、ようやく割付状十数点を完全な形態に整え年次を追つて揃う様にしました。しかし、どうしても寛政九年・十年の割付状を見い出すことが出来ませんでした。

ところが、さらに作業をすすめる中で、驚いたことに、写真掲載の文書と共に、もう一枚の慈悲願を発見したのです。この文書には、寛政九年・十年の年貢割付状紛失の顛末が書かれていたのです。それによると、紛失の原因は「女房が、反古（古い紙、不用の紙くず）と思って、

くず紙として売払った」とあります。

毎年秋になると、代官所より各村宛に、

その年の決定された年貢額を割付けた、

年貢割付令状（年貢割付状）が来ます。

名主・村役人はこれをもとに個人宛に年貢を割付けます。

したがって、年貢割付状は、年貢徴収責任者たる名主としては、保存すべき大切な書類なのです。

紛失のお咎めのあつた閏二月は、寛政九年以後では、文化八年しかありません。年貢割付状作成から十数年も経過した後

年貢割付紛失に関する受書

奉差上候受書之事

上大屋村惣兵衛

右村惣兵衛寛政九年同十一年同年分割付「目録反古ニ相成り居候趣相聞候ニ付為相糾候所右」两年者武七与申もの名主相糾同人致所持居「候所六七年以前弟惣兵衛江跡式相譲り候ニ付右」割付目録茂惣兵衛江相渡候之所古物買へ

脣紙「相拂候節肩紙與相心得女房も壳拂奉恐入候「旨申出候右割付目録之義

者太切之書物ニ有之候得者」平日太切ニ可致取扱所心得等閑故女房義反古与相心得右様之及始末不届之至候依之急度申付方も「有之候得共此度格別之用捨を以慎申付候以來」諸事心付候様可致るもの也

閏二月

右之通以書付被 仰渡奉畏候依之御受書

奉差上候以上

西領上大や村

惣兵衛

月 日

御郡代 御役所

留 八

の事でも、きびしいお咎めがあり、この惣兵衛女房には「格別の用捨をもつて慎申付る」との申渡がありました。

文書整理をしてゆく中で、これがあつたらと思う文書が欠けていたり、破損していたりすると、とても残念に思う事の多い日々の中で、ここに紛失の理由を書

き記した文書が出来たという事実は、偶然とはいえ信じ難い事といえます。

大切な書類などを、その大切さを知る由もない別の人がある、他意なく処分してしまったというようなことは、昔も今どちらにでもあります。また、写真の文書中には、「惣兵衛は心得等閑なござり」故、女房が反古と心得たと書かれています。このことは、文書整理に携わる私達に対し、心得等閑にならぬ様教えてくれています。

さらには、文書整理を進めていく中で、数多くの文書の内から得られた、偶然の妙に驚くと共に、この一枚の文書は、文書や書物の類が、年月を経て伝存される事の難しさをも、合わせて示してくれているといえます。

さらには、文書整理を進めていく中で、数多くの文書の内から得られた、偶然の妙に驚くと共に、この一枚の文書は、文書や書物の類が、年月を経て伝存される事の難しさをも、合わせて示してくれています。

上記紹介文書を含む大胡町上大屋区有文書は、昭和五十七年大胡町上大屋自治会より、当文書館へ寄託されました。寄託された文書のうち近世文書は、まとめた形としては、享保元年から天保十三年迄の年貢割付状、及び店舗に付所生大屋村への人別送状や賀四十五歳不縁に付等の人別引取状があります。特色あるものとしては、後世養鯉の盛んになつた千貫溜井組合用水関係の開発帳、議定書、仕様帳、目論見帳、出来栄帳など普請関係文書等があります。

なお寄託された区有文書のうち、近世文書約四百点に関しては、当文書館にて現在閲覧することができます。

地租改正關係文書

—二種類の地券から—

文書館専門員 渡辺三郎

本館所蔵の明治其行政文書のなかに、種類の地券があります。ひとつは、地券としての役割を終了したのち「社寺境内外区調地図」の表紙として再利用された為にカラうじで保存された写真Aの様式の地券です。もう一種類は、永年文書として保存されてきたBの様式の地券です。Aの様式をもつ地券は、明治五年(一八七二)から発行されましたので、その年の干支をとり「壬申地券」と呼ばれます。また、B様式の地券は、壬申地券と区別して「改正地券」と呼ばれています。

類の地券を比較しながら、本県の地租改正に関係する収蔵文書を紹介したいと思
います。

ます 地租改正を行なわれた頃のこと
を教科書でみておきましょう。
『さまざまの改革や富国強兵をすすめ
るには、国の財政をととのえる必要があ
り、そのため政府は、地租改正をはじめ
た。まず土地の売買を自由にし、地主や
自作農には、その土地の所有権をみとめ
た。そのうえで、一八七三年から全国の
土地を測量して、土地の値段をきめた。

そして、土地の所有者に地価の3%の租税（地租）を、現金で納めさせることにした。」（下略）（中学校社会歴史 地租改正と農民一揆 学校図書株式会社）

自作農には、その土地の所有権をみとめて壬申地券を発行した段階であり、第二は、「全国の土地を測量して、土地の値段をきめ」て改正地券を発行した段階です。次に、具体的に二種類の地券を比較してみると、いくつかの違いに気がつきます。壬申地券では土地の所在場所申告反別、所有者名および地価が記載されていますが、「地租」の項目はありません。それに対し、改正地券では地租額がはつきりと記載されています。つまり、壬申地券発行の目的は、まず何よりも落地・隠田のないことに注意して全国の民有地を点検することと、一筆ごとの土地所有者を確定することにあって、地価は「仮の地価」でもやむを得なかつたわけです。なお、壬申地券発行のために本県でも地引絵図が作成されました。他県ではその多くが廃棄されましたが、幸いにも本県では例

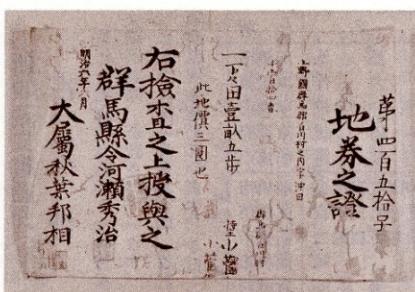
行の目的は、まず何よりも落地・隠田のないことに注意して全国の民有地を点検することと、一筆ごとの土地所有者を確定することにあって、地価は「仮の地価」でもやむを得なかつたわけです。なお、壬申地券発行のために本県でも地引絵図が作成されました。他県ではその多くが廃棄されましたが、幸いにも本県では例外的に約一二〇〇枚の村絵図が保存され、本館に収蔵されています。土地景観が急速に変貌しつつある昨今にあっては、地租改正の研究だけなく、明治初期の

が公布され、改租事業は本格段階をむかえます。この事業は全国一律に施行されたわけではなく、各県によりまちまちでした。山口県では明治五年に着手しましたが、群馬県では明治九年になつてようやく着手しました。まず、明治八年十月に「地租改正着手心得書」が出され、実測による絵図面や地引帳の調製方法を指示し、明治九年正月に「告諭」によつて管下人民に対し、地租改正事業の開始を宣言しました。なお、土地測量は、官が直接調査しないで、人民に行なわせる方式をとつたので、各大区から「地租改正御用掛」を二三名^(三)任命するとともに、各小区^(四)ごとに「地租改正地主総代」を互選で選出させました。県庁では、測量方法を伝習し、はじめは十字法を教え、後には精密な三斜法や分間略器に移つたといわれています。収穫の査定方法は、組合村のなかに模範村を選定し、田畠をおよそ十等に区分して算出しました。収量査定のあと地価を定めましたが、この時の基準地価は米一石に付金五円四五錢で、全国でも最高値の米価が地価の基礎となりました。こうして改正地券は発行され、群馬県の地租改正事業は終了しました。

明二七八二 地租改正御布告

(知事82A四六八三 群馬県布達全書)

さて、明治六年七月に「地租改正条例」



A 廿申地券 (「明1896」)



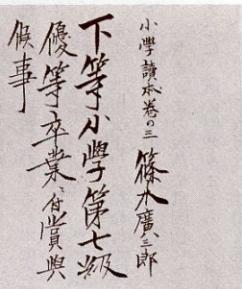
B 改正地券 (「明2039」)

新収蔵文書紹介

古文書

本年一月以後もたくさんの方々から古文書が寄贈、寄託されています。これまことに新たに次の文書が寄贈、寄託され、順次整理を進めています。

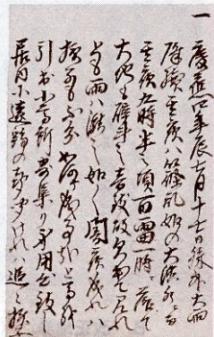
種別	氏名	住所
寄贈文書	長 大 子 信 武	前橋市玉県市前京都市府前橋市
	貝 井 立 荒 田 田	前橋市小神明町自治会篤郎夫校
	片 松 前 杉 山	前橋市龍上池倉原立中安中市
寄 託 文 書	太 善 成 高 等 学 校	前橋市細上群馬県立中安中市



優等賞状

明治二十一年十月十八日

松井大作家文書
埼玉県浦和市北浦和在住の松井大作家
より、「慶応変難 村田跡取調記」が寄贈
されました。これは、大作家の曾祖父に
ある松井玄馬の筆によるものです。
慶應四年（一八六四）七月十九日、旧
利根郡相俣村（新治村相俣）で起つた赤
谷川氾濫の模様を記してあります。七月
十七日から降りだした雨は、夜中になつ
て勢いを増し、十八日の九時半（午前一
時頃）、雷とともにうるさいとなり、赤谷
川は水を増して、十九日の朝五時（
午前八時頃）ついに氾濫しました。被害
状況を伝える重要な資料です。



「慶応変難……」の一部

新閱覽文書紹介

河合雄一郎家文書

本年6月に閲覧開始となった河合家文書は昭和56年、利根郡新治村東峯須川の河合雄一郎氏より県史編さん室を通じて文書館に寄託されました。

河合家は江戸時代東峯須川村の名主をつとめた旧家で、伝存した文書も名主関係文書が中心で、その他、手習本・往来物等の和本・四書五經などの漢籍、明治以後の太政官布告・教科書・歌集等の版本も若干残されています。総点数にして一二三〇点が閲覧に供せられたわけです。

その主なものをあげますと

検地帳（元禄十年）・村帳（明細帳・延享四年）、年貢割付状、同皆済目録（天和から嘉永年間のもの）等の公的文書類、村民がお互いの金銭的扶助を目的とした頼母子講や相続講の人数覚帳・本金帳・掛金取帳、農業水利に関する用水番出入（訴訟）文書等々あります。そのほか東

峯須川村の支配代官伊丹氏の借金依頼状や、領主奉公人からの給金支払の督促状も残されています。その中の安永三年の文書（番号一五七）には、「当春、金四拾七両差上申候、御用金三ヶ年賦を仰付候處（略）」御用金年賦二被授候得者、近里遠郷御外聞不宣（略）との書き出しがあります。

その中の安永三年の文書（番号一五七）には、「当春、金四拾七両差上申候、御用金三ヶ年賦を仰付候處（略）」御用金年賦二被授候得者、近里遠郷御外聞不宣（略）との書き出しがあります。

「開化小学用文」明治8年刊、喰代豹藏著、前中（現、前橋高校）教頭、師範

校長歴任

「国史年代略」明治11年刊、橋本直香著、境野村（現、桐生市）出身の国学者

「修身説約」明治15年刊、群馬県御用掛木戸麟著、県医学校、県学務課歴任

「小学鉱物教授書」明治16年刊、堤辰二著、群馬師範教師、高崎公立小学校歴任、多數の県版教科書編著者

皆様のご利用をお待ちしております。

利用者の



長期古文書講習を終つて

土屋 喜英

最近古文書に対する関心が高まり、各地で古文書講習が開かれるようになりました。それは今まであまり着目しなかつた郷土史が見直されるようになつたためではないかと思います。古文書に限らず、郷土の記録を保存するためにこの様な立派な文書館が建てられたものと思いますが、然し保存するばかりでは何の役も立たず、利用しなければ意味がありません。それには読まなければならず、郷土史の第一歩が古文書の解説から始まるといつても過言ではないと思います。

文書館に於て二十回の長期間の古文書講習が開講されたことは、郷土史を研究しようとする者にとって、有意義な講習であつたと思います。今まで接した古文書の多くが、一定の文体、書体のものでしたが、古文書といわれるものが、いかに多種多様で、全文を正しく読みとることの難しさ、そして読むばかりではなくその内容を理解することの重要さをづく感じました。極端ない方をするならば、一字の誤読が郷土史を変えてしまふ事も有得ると思います。また、「見たかが一片の紙切れと思った中に、それぞれの研究分野において重大な発見をする」とも考えられます。講習の教材の中に

「親しめる文書館」を期待します。

郷土史思考の中に一条の光を得て一步踏み出した感じがいたします。

★炳魚の会だより

学習会の出席率は毎回七〇～七五%です。活動を進めるなかで、

行政文書展

大塚 政義

初夏の一日前日、下仁田町の文化財調査委員、ふるさとセンター（歴史民俗資料館）運営委員、教育委員会関係の人たちで研修に文書館を訪れた。

当館にある下仁田町の神戸家文書を見ることと行政文書展を参観するためである。

この行政文書展では、下仁田町の馬山尋常高等小学校の展示資料に最も関心が集まつた。

当校は、大正三年に県知事より、「教育実績が良好で、学校基本財産の蓄えがすばらしい」として、教育旗を授与されている。これらに關係した、基本財産調や就学出席歩合調等があり、興味深く參観することが出来た。下仁田町関係の資料が数多く展示されており、文書館が非常に身近く感じられた。

★第一回長期古文書講座受講者の集い

昨年度の長期古文書講座受講者が、三月二十四日めでたく修了式をしました。修了式のあと、今後も引き続き古文書を通じて満足感をかみしめられると念願しています。

・役員||選任案(会長一 副会長一 書記一 会計一 監事二)

・年会費一一、五〇〇円前後 資料作成費等)



・運営||定期学習会は毎月第一土曜日午後二時より二時間程度、文書館職員に助言や指導をお願いする、資料は文書館の協力を得て作成する。

・定例学習会は毎月第一土曜日午後二時より二時間程度、文書館職員に助言や指導をお願いする、資料は文書館の協力を得て作成する。

展示アンケートから

・裁量時間、教育方針など新しい教育制度に興味をもちました。

・拡大コピーがわかりやすく参考になつた。

・解説をもっと多くして欲しい。

・昭和期「群馬の歩み」の展示を取り上げて欲しいと思います。

土屋喜英 高崎市四ツ屋町五
電話 ○二七三(2)六四三五

検討された内容

・設立総会||七月七日(土)午後二時より文書館研修室で行う。

・会名||設立総会に持ち寄る。

連絡問合せ

発起人代表者または文書館

まで

15

関口角男

